

V 調査研究

これまで我が国においては、子どもの貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にあることから、大綱において、国は「子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究」、「子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究」、「子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供」を行うこととしています。

子どもたちが置かれる貧困の実態や、そのような子どもたちが実際に受けている各種支援の実態の把握を適切に行うこと、また、各施策の実施状況やその効果を把握、測定することは、子どもたちが必要とする支援・施策を行っていくうえで非常に重要なものとなっています。

こうした事を踏まえ、本県においては「ひとり親家庭自立促進計画」の策定に際し実施している「ひとり親世帯等実態調査」等を継続的に実施し、子どもの貧困対策に最大限活用していくとともに、今後実施される国の調査研究結果等を踏まえ、既存の調査内容の見直しや新たな調査研究、指標の設定等について、検討していくこととします。

さらには、子どもの貧困に係る個別のニーズ等への対応等、地域の実情に応じたきめ細かな施策・支援を講じるに当たっては、住民に身近な市町村の役割が重要であり、それぞれの地域における実態等の把握が必要となってくることから、県は市町村における実態調査等の実施の推進に努め、必要に応じて市町村に対する支援を行っていきます。

また、官民一体となった子どもの貧困対策の推進に当たり、団体等との事例の共有や必要な支援等の実施につなげていくため、県内において子どもの貧困問題に取り組む各種団体等の活動事例等について、情報収集や提供に努めていくこととします。